

新十津川町移住支援金交付要綱

第1条 この要綱は、新十津川町内への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、本町と北海道とが共同して行うUIJターン新規就業支援事業における移住支援金（以下「移住支援金」という。）の交付に関し、北海道が定めるUIJターン新規就業支援事業実施要領のほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第2条 移住支援金の交付対象者は、単身の場合にあっては同条第1号に該当し、かつ、第2号、第3号第4号又は第5号に該当するものとし、2人以上の世帯（以下「世帯」という。）の場合にあっては第1号及び第6号に該当し、かつ、第2号、第3号、第4号又は第5号に該当するものとする。

（1）次に規定する移住等に関する全ての要件に該当する者

ア 次に掲げる移住元に関する要件の全てに該当する者

（ア）住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

（イ）住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

イ 次に掲げる移住先に関する全ての要件に該当する者

（ア）平成31年4月1日以後に本町に転入した者

（イ）移住支援金の申請時において、本町に転入後3か月以上1年以内である者

（ウ）移住支援金の申請日から5年以上、継続して本町に居住する意思を有している者

ウ 次に掲げる全ての要件に該当する者

（ア）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（イ）日本人である又は外国人であって出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法

に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 申請者は（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも）、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、北海道及び実施市町村が認める場合を除く。

(エ) その他北海道又は本町が移住支援金の交付対象者として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関して、次のア、イのいずれかに該当する者

ア 一般の場合

次に掲げる就業に関する全ての要件に該当する者

(ア) 就業先の求人が、移住支援事業を実施する北海道が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(イ) 就業者の3親等以内の親族が、代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

(エ) 求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(オ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(カ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

北海道が実施するプロフェッショナル人材事業又は金融機関等が実施する先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

(イ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(ウ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(エ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) 起業に関する要件として、1年以内に北海道が実施する地域課題解決型企業支援事業費補助金の交付決定を受けている者

(4) テレワークに関する要件として、次に規定する全ての要件に該当する者

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、本町を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ 内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

（5）関係人口に関する要件

本町や地域の人々との関わりを有する者（関係人口）のうち、本町が定める当該移住希望者を地域の担い手の確保に資する関係人口と認める者に該当すること。

（6）世帯に関する要件として、次に規定する全ての要件に該当する世帯

ア 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）を含む2人以上の世帯員が、移住元において同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が、申請時において同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（交付金額）

第3条 移住支援金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額で、かつ、予算の範囲内の額とする。

（1）単身の場合 60万円

（2）世帯の場合 100万円

2 令和5年4月1日以降に18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき100万円を加算する。

（予備登録申請）

第4条 移住支援金の申請を予定している者は、北海道が定めるUIJターン新規就業支援事業実施要領で示す対象法人に就業する場合又は専門人材の場合は、就業後1か月以内に、起業又はテレワークで移住をする場合は、転入後1か月以内に第2条に規定する対象者要件を満たすことが見込まれる場合に、移住支援金交付予備登録申請書（別記第1号様式）を町長に提出しなければならない。

なお、予備登録申請は、予算の執行をあらかじめ把握することを目的に行うものであるため、期間内に予備登録申請を行わなかった者の取扱いは北海道と協議することとする。

（交付の申請）

第5条 申請者は、移住支援金交付申請書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出するものとする。

（1）第2条第1号の要件に該当することを証する書類

（2）第2条第2号の要件に該当する者にあつては、就業証明書（別記第3号様式）

（3）第3条第2号に規定する世帯に該当する者にあつては、第2条第6号の要件に該

当することを証する書類

(4) 本人確認書類

(5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金の交付を決定したときは、新十津川町移住支援金交付決定通知書（別記第4号様式）により、当該申請者に通知する。

2 前項に規定する審査の結果、移住支援金の交付が適当でないと決定したとき、又は予算上の理由等により当該年度における交付ができないときは、その旨を当該申請者に通知する。

(交付金の請求)

第7条 前条第1項の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、新十津川町移住支援金請求書（別記第5号様式。以下「請求書」という。）を町長に提出するものとする。

(移住支援金の交付)

第8条 町長は、交付決定者に対して、請求書の提出から3か月以内に移住支援金の交付を行うものとする。

(状況報告等)

第9条 町長は、移住支援金の適正な執行を図るため、必要に応じて、交付決定者に対して当該移住支援金の交付に関し必要な報告を求め、又は調査をするものとする。

(移住支援金の交付の決定の取消し)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該移住支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 申請日から5年未満の間に本町から転出したとき。

(2) 申請日から1年以内に移住支援金の交付要件を満たす職を辞したとき。

(3) 第2条第3号の交付決定を取り消されたとき。

(4) 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けたとき。

(移住支援金の返還)

第11条 町長は、前条の規定により移住支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に移住支援金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。この場合において、当該返還を命ずる移住支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 交付決定者が、申請日から起算して3年に満たない間に本町から転出したとき、又は、前条第2号から第4号までに該当することとなったとき 全額

(2) 交付決定者が、申請日から起算して3年以上5年以内の間に本町から転出したとき 半額

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

改正後の新十津川町移住支援金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以降に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 改正後の新十津川町移住支援金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以降に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。